“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

＜ 第 10 号 ＞
２００８．８．１発行
島根県農地･水･環境保全協議会

環境にやさしい農業の取り組み状況について

農地・水・環境保全向上対策では、農業生産の基礎的な資源である農地や農業用水などを地域で守る活動（１階部分）に加えて、減農薬・減化学肥料による環境保全型農業への活動（２階部分）の取組支援を行っています。

消費者の安全・安心な農産物や環境問題への意識が高まる中、農薬や化学肥料を極力使わない生産方式や資源の循環に配慮した「環境にやさしい農業」を進めていくことは、非常に意義が高い取組であり、農地・水・環境保全対策の営農活動支援事業の積極的に推進を図っているところです。

平成１９年度に本事業を活用され、「環境にやさしい農業」に取り組まれたのは、県内１５市町の１２１地区、総取組面積は約７８２ｈａにのぼっています。取組部門では、技術的に取り組みやすい水稲栽培が８０％を占め、ついで野菜、麦・大豆という結果となっています。

また、昨年度の１年間、この事業を推進する中で、減農薬・減化学肥料（３割以上の減）に取り組む計画を県知事に認定された「エコファーマー」の数も1,０７９名から1,５７６名へと大きく増加しており、この事業は本県の「環境にやさしい農業」の推進に大きな役割を果たしています。

今後とも、本事業を上手く活用し、「環境にやさしい農業」の進展が図られるよう取り組んでいきたいと考えています。

◆ 本県における営農活動支援事業取組状況 ①

	市町村数	取組地区数	取組面積(ha)
取組状況	１５	１２１	７８２

◆ 取組状況 ②

項目	面積（ha）	割合（%）
水稲	６３０	８０
麦・大豆	４２	６
野菜	６４	８
果樹・茶	１５	２
その他	３１	４
合計	７８２	１００

共同活動支援を受ける地域は、次のような支援も受けることが出来ます。

営農活動への支援

◎共同活動の実施に加えて、化学肥料と化学合成農薬の５割低減等の「環境にやさしい農業」に、地域で取り組む場合には、営農活動への支援が受けられます。

支援の対象となる活動

①　相当程度のまとまりをもって、化学肥料や化学合成農薬を原則５割以上低減する等の先進的取組

□化学肥料と化学合成農薬の使用を原則５割以上減らすこと

□エコファーマー（※）の認定を受けること

□地域で一定のまとまりをもった取組であること

まとまり要件（実態に応じ次のどちらかを選択）

○作物ごとにみて…　集落等の生産者のおおむね５割以上の取組

○作物全体で見て…　集落等の作付面積の２割以上かつ生産者の３割以上の取組

②　地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた推進活動

（例）
- 土壌、生物等の調査分析
- 技術研修会、実証ほの設置
- 消費者交流会等の開催
- 技術マニュアルの作成配布

など

支援の内容

※共同活動と併せて行う区域に支援されます

■　先進的営農支援

取組面積に応じて交付（取組農家への配分可）

作物区分	10a 当たり単価（円／10a）
水稲	６，０００円
麦・豆類	３，０００円
いも・根菜類	６，０００円
葉茎菜類	１０，０００円
果菜類・果実的野菜	１８，０００円
施設で栽培されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	４０，０００円
果樹・茶	１２，０００円
花き	１０，０００円
上記の区分に該当しない作物	３，０００円

■　営農基礎活動支援

（使途）
- 委託費（分析の委託、講師謝金）
- 物材費（実証ほ等での資材費）
- 機械経費（機械、器具などの購入）
- 事務費（印刷代、通信費）　など

集落等を単位として
１地区　２０万円

※「エコファーマー」って何！？

エコファーマーとは、「持続農業法」に基づき、環境と調和のとれた農業を実践する、島根県知事が認定した「認定農業者」の愛称です。

①「土づくり技術」
＝堆肥等有機資材の導入

②「化学肥料低減技術」
＝慣行の使用量より３割

③「化学農薬低減技術」
＝慣行の使用量より３割

３つの技術を導入する５年間の計画を県に申請し、知事の認定を受ければ、

あなたも、
エコファーマー
です！

活動事例紹介

我が町市山は、島根県の中央部にある江津市桜江町の中にあります。総面積21.19Km²、世帯数331戸、人口863人、高齢化率31%と3人に1人は65歳以上、更に農業者の高齢化と後継者不足にも悩む集落です。

個々には将来の保全管理と維持を危惧するも、具体的な策が無いままの状態でした。

市山環境保全会の発足を機に、代々受け継がれた大切な農業施設や景観は、市山地区民共通の財産であるという認識が生まれ始めました。そして、このかけがいのない財産を守るための共同作業、ぼんやりと見ていた生き物にも目を向け、共通の財産を永続的に後世に引き継ぐための基盤つくりに関心を向ける住民も徐々に増えつつあります。

皆の思いを絵に表し、その思いを住民の方々に伝える術として右の看板を作成し、集落内に設置する準備を進めているところです。

主な農業施設保全活動

人力を基本とした自主施工と共同作業は重労働でしたが、施設を長持ちさせる実感と、残された施設は、将来懐かしい出来事の一つとなるでしょう。

基礎部分（耕作放棄地の復旧）

「やぶさめの棚田」
10数年間放置されていた棚田とため池の復旧に着手しました。

基礎部分（砂利の補充）

「通行障害の軽減」
約100mに亘りワダチとクボミができた農道に砂利を入れ修復した。

農地水向上活動（水路の補修）

「予防措置」
水路底面の漏水箇所にモルタルを敷き補修した。

農地水向上活動（ため池の補修）

「大規模補修」
漏水する堤体と排水施設を自主施工により補修した。

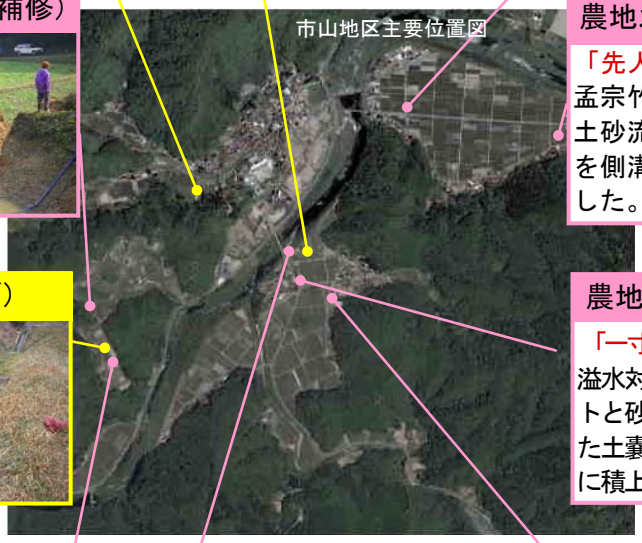

農地水向上活動（法面の改修）

「先人の知恵」
孟宗竹を使った土砂流出防止柵を側溝横に設置した。

基礎部分（水路の泥上げ）

「人力の極めつけ」
30 年近く手つかずだった水路の土砂を取り除いた。

農地水向上活動（水路の補修）

「一寸した工夫」
溢水対策にセメントと砂を混ぜ入れた土嚢を水路上部に積上げた。

農地水向上活動（土砂流入防止）

「アフターフォロー」
土砂を取除いた後に土砂流入防止板を取り付けた。

農地水向上活動（雑草対策）

「カバープランツ」
水路法面に抑草シートを張りヒメイワダレソウを植えた。

農地水向上活動（水路の修復）

「水路機能の正常化」
重機をレンタルし不同沈下した水路を自主施工により修復した。

★今月の予定★

５日（火） ～６日（水）	平成１９年度共同活動実施状況確認（雲南市）（吉賀町）
７日（木）	平成１９年度共同活動実施状況確認（雲南市）
１９日（火） ～２２日（金）	平成１９年度共同活動実施状況確認（出雲市）
２６日（火） ～２８日（木）	平成１９年度共同活動実施状況確認（大田市）（美郷町）

◆ お 知 ら せ ◆

平成１９年度の活動実施状況確認を行なう中で、今一度お願いしたい活動は！

◎ 点検活動をしっかりやりましょう！！
◎ 点検活動をする中で、気付いたことは写真を撮っておきましょう！！

～ 編 集 後 記 ～

暑い！とにかく暑い毎日。遂に日本も亜熱帯気候になったかと思うほどの猛暑が続いております。

ところで、ＷＴＯ交渉の会場となったジュネーブはことさら暑かったのではないだろうか。１５３国が参加する中での多角的な貿易交渉は、７年間の交渉の末の大枠合意を目前に決裂した。

現在、気候変動、原油価格高騰をはじめとした資源問題、食糧需給の逼迫、温暖化ガス削減等々数多くの問題を抱える中での決裂が与える影響は計り知れないものがあるだろうと、凡人ながら心配するところである。

もっと長期的な視点に立って交渉し、協調出来ないものか！長いスパンと言えば、今年の労働白書でも、非正規雇用が全労働者の１／３を占めることを憂い、企業に計画的な人材育成を求め、活力ある働きがいのある社会の実現を目指すことが必要であると結論づけている。ＷＴＯラウンド再開に備え農業改革に取り組み、国際競争力をつけるべきとの意見が出る中で、地域は小踊りせず、動ぜず長いスパンで農業が持続するよう、今はしっかり地域資源を維持保全させること、足元をしっかり見ることが必要では！！

～農地・水・環境保全向上対策に関することは！～

◆島根県農地・水・環境保全協議会まで
〔事務局〕水土里ネット島根　℡0852-32-4141　Fax0852-24-0848
http://www.shimanedoren.or.jp/arkadia/kai_set.htm
◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ（共同活動）℡0852-22-6262
〃　農畜産振興課有機農業グループ（営農活動）℡0852-22-6477
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/
◆又は県内各農林振興センター、最寄りの各市町村担当課までお問合せ下さい。